

特定技能の受入枠到達に伴う人材獲得競争の激化 ～外食業で特定技能の新規受入が停止～

外食業分野の「特定技能1号」の新規受入が停止

政府は、外食業における「特定技能1号」の在留数が受入上限枠（2028年度まで：5万人）を超える見通しとなったことから、4月13日以降の新規受入を停止しました。2025年末の外食業の充足率（在留数÷受入上限枠）は16の産業分野で最も高い87.7%に達しており、想定を上回るペースで受入が進んだものとみられます（**図表1**）。なお、広島県においても外食業の増加は顕著であり、在留数（667人）は2024年から倍増しています（**図表2**）。

**図表1 特定技能1号の産業分野別在留数と充足率
(2025年12月末、在留数上位7業種)**

(千人、%)

分野	受入 上限枠	在留数	充足率	
			充足率	前年比
外食業	50	44	87.7	58.0
飲食物品製造業	134	93	70.0	25.6
建設	76	49	64.9	28.6
介護	127	68	53.5	53.0
農業	73	38	51.8	30.2
造船・船用工業	23	11	47.9	15.9
工業製品製造業	200	57	28.4	25.6
総数	789	382	48.5	34.8

**図表2 広島県の特定技能1号の在留数
(各年12月末、在留数上位7業種)**

(人、%)

分野	2024年	2025年	充足率	
			前年比	構成比
造船・船用工業	2,775	3,212	15.7	26.5
飲食物品製造業	1,792	2,149	19.9	17.7
工業製品製造業	1,593	1,968	23.5	16.2
介護	955	1,495	56.5	12.3
建設	1,015	1,323	30.3	10.9
外食業	333	667	100.3	5.5
漁業	512	644	25.8	5.3
総数	9,476	12,128	28.0	100.0

(注) 特定技能制度では、5年間の受入見込数を設定し、特段の経済情勢の変化がない限り、これを1号の上限として運用（特定技能2号は受入上限なし）
(資料) 図表1・2ともに出入国在留管理庁資料よりひろぎんHD経済産業調査部（以下、当部）作成

争奪戦の激化と大都市圏への流出の可能性

今回の措置を受けて、採用計画の見直しを余儀なくされた外食事業者等の受入枠引き上げを求める声は多いとみられますが、受入停止期間が長期化することは十分に想定されます。

ちなみに、政府は2026年1月に閣議決定した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、対象分野における受入状況等に加えて、「生産性向上」や「国内人材確保」への取組等を厳密に精査した上で、受入見込数等を設定する方向性を示しています（**図表3**）。

こうしたことから、今後、外食業に限らず既に特定技能1号として在留する外国人材の獲得競争が一段と激化し、地方から賃金水準の高い大都市圏への流出が加速する可能性があります。

このため、地方の企業においては、外国人材の処遇改善や魅力的な職場づくりとともに、日本語能力向上支援を含めた信頼関係の構築や、受入上限の定めのない特定技能2号への移行等も視野に入れた育成とキャリア形成支援など、外国人材の定着を促す取組みを着実に進めていく必要があります。

**図表3 特定技能制度及び育成就労制度による
適正な受入れの考え方（一部抜粋）**

【現状と問題点】

- ✓ 分野別運用方針の策定に当たって、**省人化を含む生産性向上及び国内人材確保の取組について厳密に精査し、受入対象分野や受入見込数を適切に設定する必要。**

【今後の課題】

- ✓ 受入対象分野における更なる生産性向上による省人化の取組や国内人材確保の取組を推進。
- ✓ 外国人の受入状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入の停止、受入見込数の再設定等の対応を不断に検討。

(資料) 内閣官房「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（2026年1月）より当部作成

品質向上のためアンケートにご協力ください。



PCの方は
[コチラをクリック](#)

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：松本（Tel.082-247-4958）までお願いします。